

## 札幌市宿泊施設非常用自家発電設備整備補助事業 補助金交付要綱

令和元年10月31日 経済観光局長決裁  
(最終改正 令和8年6月17日)

### (通則)

第1条 札幌市宿泊施設非常用自家発電設備整備補助事業における補助金(以下「補助金」という。)の交付については、札幌市補助金等交付規則(令和8年規則第24号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、民間一時滞在施設が行う非常用自家発電設備等の整備を支援するために、市が実施する札幌市宿泊施設非常用自家発電設備整備補助事業(以下「補助事業」という。)の実施に必要な事項を定めることにより、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 本市が交付する補助金、利子補給金その他の給付金で、相当の反対給付を受けないもの(行政庁の処分として交付の決定を行うものその他市長が別に定めるものを除く。)をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業等を行う者をいう。
- (4) 非常用自家発電設備等 民間一時滞在施設において、停電時であっても避難者等の安全を確保し、施設の維持運営を図るために必要な非常用自家発電設備及びこれに付帯する電気、燃料等の設備をいう。
- (5) 民間一時滞在施設 災害発生時において帰宅困難者、宿泊客等の受入れを行う施設として、本市との間で帰宅困難者等の受入れに関する協定を締結している市内の宿泊施設(当該補助事業等の完了までに当該協定を締結する見込みのあるものを含む。)をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金等の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する法人格を持つ者とする。

- (1) 民間一時滞在施設を運営する者
  - (2) 民間一時滞在施設の建物を所有する者
  - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 補助金等の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 自らが民間一時滞在施設の所有者及び運営者でない場合は、所有者及び運営者の合意書(様式1)により、民間一時滞在施設の所有者及び民間一時滞在施設の運営者と補助事業実施に関して同意を得ていること
  - (2) 第9条第6項各号に該当しないこと

(補助対象工事)

第5条 補助対象となる工事は、民間一時滞在施設である既存の建築物に関するもので、災害等による停電時に民間一時滞在施設の宿泊者以外の旅行者を受け入れるために必要な電源を供給するための設備に係るものであって、別表1に定めるものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、前条に規定する工事に係る費用のうち、次の各号のいずれかに該当し、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

- (1) 工事費用
- (2) 撤去処分費用
- (3) その他必要と認める経費

(消費税の取扱い)

第7条 消費税及び地方消費税は、補助金等の補助対象経費に含まれないが、次の各号に掲げる事業者に対しても、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがあるため、消費税及び地方消費税を補助対象経費に含めることができるものとする。

- (1) 消費税法における納税義務者とならない者
- (2) 免税事業者
- (3) 簡易課税事業者
- (4) 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)又は特定収入割合が5%を超える消費税法別表第3に掲げる法人
- (5) 課税事業者のうち、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者

(交付申込)

第8条 補助金等の交付の申込(以下「交付申込」という。)をしようとする者は、あらかじめ市長と協議の上、次に掲げる事項を記載した申込書(様式2)を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申込をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (2) 補助事業等の名称、目的及び内容
  - (3) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
  - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 当該補助事業等の目的等に照らして補助金等の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等がない旨の誓約書(様式3)
  - (2) 別表2に定める当該補助事業等に係る事業計画書、収支予算書その他の市長が必要と認める書類
- 3 交付申込の期間は随時受付とするが、交付申込の額が予算額に達した時点でそれ以降の受付は行わないものとする。

(交付予定の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の申込があった場合は、当該交付申込に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を実施し、補助金等の交付予定の可否を決定する。

- 2 市長は、補助金等を交付する予定と決定(以下「交付予定決定」という。)したときは、補助金交付予定者選定通知書(様式4)により、また補助金等を交付しない予定と決定し

たときは、補助金交付予定者選外通知書(様式5)に理由を付して交付申込をした者(以下「申込者」という。)に通知する。なお、交付予定決定後は、申込の際に提出された書類は返却しないこととする。

- 3 前項の通知は、交付の決定と合わせて行う場合は省略できる。
- 4 市長は、第1項の場合において、適正な補助金等の交付を行うため必要があるときは、交付申込に係る事項につき修正を加えて交付予定決定をすることができる。
- 5 市長は、第2項の通知に際し、第2条の目的を達成するために、その趣旨の範囲内において指導及び助言を行い、条件を付すことができる。
- 6 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等を交付しない旨の決定をしなければならない。
  - (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団
  - (2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
  - (3) 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者
  - (4) 法人その他の団体にあつてはその代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に、個人にあつてはその使用人に、前3号のいずれかに該当する者がある者
  - (5) 札幌市税を滞納している者
  - (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)、破産法(平成16年法律第75号)に基づく申立・手続中(再生計画等認可後は除く)、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況である者
  - (7) 会社法(平成17年法律第86号)第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされている者
  - (8) その他交付目的に照らして補助金等の交付を受けることが不適當であると市長が認める者

(交付申請)

第10条 補助金等の交付の申請(以下「交付申請」という。)をしようとする者は、補助対象工事に着手しようとする前に、あらかじめ市長と協議の上、次に掲げる事項を記載した申請書(様式2)を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (2) 補助事業等の名称、目的及び内容
  - (3) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
  - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 当該補助事業等の目的等に照らして補助金等の交付を受けることが公益上不適當と認められる法令違反等がない旨の誓約書(様式3)
  - (2) 別表3に定める当該補助事業等に係る事業計画書、収支予算書その他の市長が必要と認める書類
- 3 第1項及び第2項の交付申請は、第8条の交付申込と合わせて行うことができるものとする。
- 4 交付申請の期間は随時受付とするが、交付申請の額が予算額に達した時点でそれ以降の受付は行わないものとする。

(交付の決定及び通知)

- 第11条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該交付申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の可否を決定する。
- 2 市長は、補助金等を交付するものと決定(以下「交付決定」という。)したときは、補助金交付決定通知書(様式6)により、また補助金等を交付しないものと決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式7)に理由を付して交付申請をした者(以下「申請者」という。)に通知する。なお、交付決定後は、申請の際に提出された書類は返却しないこととする。
  - 3 市長は、前項の場合において、適正な補助金等の交付を行うため必要があるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。
  - 4 市長は、第2項の通知に際し、第2条の目的を達成するために、その趣旨の範囲内において指導及び助言を行い、条件を付すことができる。
  - 5 市長は、申請者が第9条第6項各号のいずれかに該当する場合は、補助金等を交付しない旨の決定をしなければならない。

(交付申込及び交付申請要件)

- 第12条 交付申込をしようとする者及び交付申請をしようとする者は、第4条で定める補助対象者に該当する者とする。ただし、第4条第1項第1号及び同項第2号に掲げる民間一時滞在施設については、第8条の交付申込及び第10条の交付申請に限り、民間一時滞在施設に係る協定を締結する見込みの施設も含むものとする。
- 2 交付申込をしようとする者及び交付申請をしようとする者は、交付申込及び交付申請に当たり、国等からの補助金等の交付状況(交付予定の場合を含む。)を市長に正確に報告しなければならない。

(交付の条件)

- 第13条 市長は、交付決定をする場合において、交付目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。
- (1) 補助事業等の内容を変更しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
  - (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - (4) 補助対象工事が交付申請を行った年度内に完了すること。
  - (5) その他市長が必要と認める条件

(補助金等の交付額)

- 第14条 補助金等の交付額は、補助対象経費の2分の1以内とし、上限額は次の各号に掲げるとおりとする。なお、旅行者受入数は、3.3平方メートルあたり2人が収容されるものと想定して旅行者滞在場所の床面積から算出すること。
- (1) 旅行者受入数1,000人以上は50,000千円
  - (2) 旅行者受入数500人以上1,000人未満は30,000千円
  - (3) 旅行者受入数200人以上500人未満は20,000千円
  - (4) 旅行者受入数50人以上200人未満は15,000千円

- 2 前項の規定により算出した交付額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 この要綱による補助は、予算の範囲内において行うものとする。
- 4 国又は他の地方公共団体等(以下、「国等」という。)から補助金等の交付を受ける場合(交付予定の場合を含む。)において、第6条に定める補助対象経費が重複するときは、当該経費の額から国等の補助金等の額を控除した額を補助対象経費とみなして、第1項の規定を適用する。
- 5 補助金等の交付は、1民間一時滞在施設につき1回限りとする。

#### (補助事業等の実施)

第15条 補助事業者は、法令等の規定、交付決定の内容並びに第17条第1項及び第2項並びに第23条第1項の規定による指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、交付目的に反してその交付を受けたことになることをいう。)をしてはならない。

#### (状況報告等)

第16条 市長は、補助事業等が適正に行われているかどうかを確認するため必要があるときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業等の状況に関して報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

- 2 補助事業者は、前項に規定する状況報告等に協力しなければならない。
- 3 市長は、前項の協力が得られないときは、交付決定を取り消すことができる。
- 4 市長は、前項の規定により取消しを行うときは、補助金交付決定取消通知書(様式8)により補助事業者に通知するものとする。

#### (実施等の指示)

第17条 市長は、補助事業等が交付決定の内容に従って行われていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これに従って当該補助事業等を行うことその他必要な事項の指示をすることができる。

- 2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業等の一時停止を指示することができる。

#### (申請の取下げ)

第18条 申請者は、第11条第2項の規定による通知(第11条第3項の規定により交付申請に係る事項に修正を加え、又は同条第4項の規定により条件を付してされた交付決定に係るものに限る。)を受領した場合において、当該通知に係る交付決定の内容に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して7日を経過する日(市長が特に認める場合にあつては、市長が別に定める期日)までに、当該交付決定に係る交付申請の取下げをすることができる。

- 2 申請を取り下げるときは、補助金交付申請取下書(様式9)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の取下書の提出を受けたときは、申請の際に提出された書類を申請者に返却するものとする。

(補助事業等の内容変更)

第19条 補助事業者は、第10条の申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長と協議を行った上で、補助金交付申請内容変更承認申請書(様式10)を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の承認申請書の提出を受けたときは、その内容について審査し、変更の内容が適当と認めるときは、補助金交付申請内容変更承認通知書(様式11)により補助事業者へ通知する。
- 3 前項の規定に基づき再算定する補助金の交付額は、原則として、補助金交付決定通知書に記載された補助金交付決定額を上回らないものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により提出された書類を審査し、当該申請内容の変更について不適当と認めるときは、補助金交付申請内容変更不承認通知書(様式12)により補助事業者へ通知するものとする。この場合、市長は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(辞退の届出)

第20条 補助事業者は、補助金の交付を辞退するときは、補助金交付辞退届(様式13)により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は前項の辞退届の提出を受けたときは、補助金交付決定を取り消し、補助金交付決定取消通知書(様式8)により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第21条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき(第13条第3号に規定する承認(補助事業等の廃止に係るものに限る。)を受けたときを含む。)又は補助事業等の完了前に交付決定に係る本市の会計年度が終了したときは、速やかに補助事業等の成果を記載した実績報告書(様式14)及び市長が必要と認める以下の書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該実績報告書を提出する必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 受注業者との契約書の写し又は注文書及び請書の写し
  - (2) 補助事業等の支払に係る領収書の写し(宛名に補助事業者の法人名が記載され、補助対象経費と金額が一致しており、経費の内訳がわかるもの。内訳がわからない場合は領収書に加えて内訳がわかる請求書等の写しも提出すること)
  - (3) 補助対象工事の完成前及び完成後の写真(機器については型番がわかるもの)
  - (4) 竣工図面
  - (5) 銀行口座振込同意書(様式15)
  - (6) 振込先金融機関の通帳の写し等
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の報告書の提出は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過する日(土日又は祝日法による休日に当たる場合はその翌営業日)又は第11条第2項の通知を受けた年度の3月15日のいずれか早い期日までに行わなければならない。
  - 3 第12条第1項ただし書の規定により、民間一時滞在施設に係る協定を締結する見込みで交付申請を行った者は、第1項の書類に加えて締結した協定書の写しを市長に提出しなければならない。

(補助金等の額の通知)

第22条 市長は、前条(次条第2項の規定により準用する場合を含む。)の実績報告書の提出を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業等の成果が交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金額確定通知書(様式16)により当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第23条 市長は、前条の規定による調査の結果、当該補助事業等の成果が交付決定の内容に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、必要な是正のための所要の措置をとるべきことを指示することができる。

2 第21条の規定は、前項の規定による指示に従って措置を行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付の時期等)

第24条 市長は、第22条の規定による通知後、速やかに補助金等を交付するものとする。ただし、補助事業等の目的を達成するため特に必要があると市長が認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

2 前項の規定による補助金の交付は、口座振替の方法によるものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第25条 市長は、交付決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係るものに相当する部分については、この限りでない。

(1) 天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等に要する経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

2 市長は、前項の規定による取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に限り、別に定めるところにより、補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 市長は、交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該交付決定の内容を変更することができる。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。

4 市長は、第1項の規定による取消し又は前項の規定による変更をした場合は、当該補助事業者に対し、速やかにその旨を補助金交付決定取消通知書(様式8)により通知するものとする。

(違反等による交付決定の取消し)

第26条 市長は、前条第1項の規定による場合のほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第15条第1項若しくは第2項、第30条第1項又は第31条の規定に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたことが判明したとき。
  - (3) 当該補助事業等の目的等に照らして補助金等の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等があることが判明したとき。
  - (4) 第9条第6項各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。
  - (5) 第17条第1項若しくは第2項又は第23条第1項の規定による指示に従わなかったとき。
  - (6) 補助事業者となることができない者であることが判明したとき。
  - (7) 民間一時滞在施設の役割を担えないと認められるとき。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、補助事業者に対し速やかにその旨を補助金交付決定取消通知書(様式8)により通知するものとする。

(補助金等の返還)

第27条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

- 2 市長は、第22条の規定による通知をした場合において、既に当該通知に係る補助金等の額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。
- 3 市長は、第30条第2項に規定する財産処分申請を受けたときは、やむを得ないと認められる場合を除き、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。
- 4 市長は、前各項の規定により交付した補助金の返還を求める場合は、補助金返還通知書(様式17)によって通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第28条 補助事業者は、第26条第1項の規定による取消しに関し、前条第1項の規定による請求を受けた場合は、当該請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該請求を受けた額(一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の額を控除した額)につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第19条第1項に規定する割合で計算した金額に相当する加算金を納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項本文の規定の適用については、請求を受けた額に相当する補助金等は最後の受領の日を受領したものとし、当該請求を受けた額がその日に受領した補助金等の額を超えるときは、当該請求を受けた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において補助金等を受領したものとする。
- 3 第1項本文の規定により加算金を納付しなければならない場合においては、補助事業者等の納付した金額は、前条第1項の規定による請求を受けた額に達するまで、まず当該請求を受けた額に充てられたものとする。

- 4 補助事業者は、前条第1項又は同条第2項の規定による請求を受け、これらの規定により定められた期限(以下「納期日」という。)までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額(一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の額を控除した額)につき、法第19条第2項に規定する割合で計算した金額に相当する遅延損害金を納付しなければならない。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。

(理由の提示)

第29条 市長は、第25条第1項若しくは第26条第1項の規定による取消し、第17条第1項若しくは第2項の規定による指示又は第23条第1項の規定による指示をするときは、当該補助事業者に対し、その理由を示さなければならない。

(財産の使用・管理等に係る承認)

第30条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。また、財産のうち次に掲げるものを、交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする(以下「処分」という。)場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、当該補助事業者が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を本市に納付した場合又は交付目的及び当該財産の耐用年数(「減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に規定する耐用年数をいう。以下同じ。)を勘案して市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
  - (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
  - (3) その他交付目的を達成するために特に必要があると市長が認めるもの
- 2 補助事業者は、実績報告書に記載の購入日から耐用年数を経過するまでに補助対象事業等により取得した財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分申請書(様式18)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(書類の整備等)

第31条 補助事業者は、交付申請に係る提出資料の写し並びに各種通知書類及び補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類並びに帳簿等を常に整備するとともに、当該補助事業等を完了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない。

(電磁的記録等)

第32条 提出、保存その他これらに類するもののうち、この要綱において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 通知その他これに類するもの(以下「通知等」という。)のうち、この要綱において書面に

より行うこととされているものについては、当該通知等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(その他)

第33条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、観光・MICE担当局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年6月17日から施行する。

別表1 補助対象工事

補助対象工事	補助要件
<p>1 発電装置の設置に伴うもので次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 発電装置本体</p> <p>(2) 発電装置の設置工事及び電気工事</p> <p>(3) 発電装置設置に係る電気、機械、建築、土木及びその他の工事</p> <p>(4) 工事に係る仮設及び撤去工事</p>	<p>1 発電装置の機器要件は次の各号全てに適合するものとする。</p> <p>(1) 土地又は建物に定着するもの</p> <p>(2) 内燃機関を原動力とする自家発電装置又はコージェネレーションシステムで、停電時も自立運転が可能なもの</p> <p>(3) 民間一時滞在施設の機能の維持に必要な時間、運転を継続できるもの</p> <p>(4) 未使用のもの</p> <p>(5) 経年劣化による更新、修繕に係るものでないもの</p>
<p>2 停電時に自立運転が可能な発電装置に伴うもので次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 発電装置設置に係る受配電設備及び電力設備の改修工事</p> <p>(2) 発電装置の自立運転時に電源を供給する系統を増やすために行う電気工事</p> <p>(3) 工事に係る仮設及び撤去工事</p>	<p>2 経年劣化による更新、修繕に係るものでないもの</p>
<p>3 停電時に自立運転が可能な発電装置の運転時間の延長に係るもので次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 燃料タンク、油面検出装置及び除水器</p> <p>(2) タンク設置に係る電気、機械、建築、土木及びその他の工事</p> <p>(3) 防油堤工事、注油設備工事</p> <p>(4) 工事に係る仮設及び撤去工事</p>	<p>3 補助要件は次の各号全てに適合するものとする。</p> <p>(1) 燃料タンクの整備を行うもの</p> <p>(2) 燃料タンクの容量は、発電装置が民間一時滞在施設の機能の維持に必要な時間、運転を継続できる貯蔵数量以上のものとする</p> <p>(3) 経年劣化による更新、修繕に係るものでないもの</p>

## 別表2 申込添付書類

提出書類
1 工事計画書
2 民間一時滞在施設であることが確認できる書類(個別協定書の写し)
3 施設の位置図
4 当該施設の所有者を示す「不動産登記簿謄本」
5 当該施設の所有者、施設運営者が相違する場合の必要書類 ・所有者及び運営者の合意書(様式1)
6 経費内訳書(見積書) ・別表1の補助対象工事の項目を参考に、補助対象・対象外の経費等がわかる経費明細を作成すること ・発電装置を設置する場合は、メーカー名・型番を記載すること
7 民間一時滞在施設として受け入れた旅行者が滞在する場所を示す平面図 (滞在する場所の床面積がわかるもの)
8 事業スケジュール表 ・工事工程や申請書類提出スケジュール
9 その他市長が必要と認める書類

## 別表3 交付申請添付書類

提出書類
1 納税証明書(発行日から3か月以内の指名願)
2 経費内訳書(見積書) ・別表1の補助対象経費の項目を参考に、補助対象・対象外の経費等がわかる経費明細を作成すること ・発電装置を設置する場合は、メーカー名・型番を記載すること
3 設置場所の現況写真
4 施工前の図面 ・補助対象工事に係る設備内容や仕様が記載している図面
5 施工後の完成予定図面 ・補助対象工事に係る設備内容や仕様が記載している図面 ・ホテル受入機能を維持するために、停電時に発電装置から電源供給する設備範囲がわかる図面(受配電系統図・結線図等) ・民間一時滞在施設として受け入れた旅行者が滞在する場所を示す平面図 (滞在する場所の床面積がわかるもの)
6 事業スケジュール表 ・工事工程や申請書類提出スケジュール
7 その他市長が必要と認める書類